

【概要版】

第4次掛川市 男女共同参画行動計画

性別にかかわらず、
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川



令和4年3月
掛 川 市

1 / 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義され、その促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとしています。

掛川市では、「掛川市男女共同参画行動計画」を策定し、5年ごとに見直しをしながら、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から横断的に推進事業に取り組むとともに、社会的機運醸成や行動変容につながるよう取り組みを積極的に進めてきました。

現状や国の第5次男女共同参画基本計画や第3次静岡県男女共同参画基本計画を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 / 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「掛川市男女共同参画条例」第11条第1項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。「第2次掛川市総合計画」を上位計画とし、「第四次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」などの関連計画との整合性を図っています。

本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。

3 / 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第3次掛川市男女共同参画行動計画					第4次掛川市男女共同参画行動計画				

4 / 計画の目指す姿

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、性別にとらわれず、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。誰もがお互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を目指します。

これまでの歩みを尊重し、『性別にかかわりなく、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川』を目指す姿として、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現を目指します。



**性別にかかわりなく、
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川**

5 / 基本目標

基本目標1 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

市民の誰もが男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行っていきます。学校や家庭、地域、働く場などのあらゆる場において男女共同参画について考えることができる機会の充実を図り、男女が共に職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

基本目標3 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備するとともに、子どもの頃からデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

男女共同参画社会を推進するため、掛川市役所が1事業所として模範となるよう、職員に対する男女共同参画の取組を推進します。

6 / 体系図

[目指す姿]

[基本目標]

[基本的施策]

性別にかかわらず、誰もが活き活きと暮らすことができるまち掛川

1 誰もがあらゆる
場で参画できる
社会づくり

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 働く場における女性活躍社会の促進
- (3) 教育の場における男女共同参画意識の啓発
- (4) 地域活動の場における男女共同参画の推進
- (5) 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

2 誰もが働きやす
く活躍できる
環境づくり

- (6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための職場環境づくり
- (7) 職場におけるハラスメント防止に向けた取り組みの実施
- (8) 安心して子育てできる環境づくり
- (9) 仕事と介護の両立に向けた支援
- (10) 男性の家庭、地域への参画促進

3 人権が尊重され
誰もが安心して
暮らせるまちづ
くり

- (11) 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理解の促進
- (12) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (13) 困難を抱えている人々への支援体制
- (14) 生涯にわたる健康支援
- (15) 国際協調に基づく男女共同参画の推進

4 男女共同参画
社会の実現に
向けた推進体制
の充実

- (16) 市職員の男女共同参画の促進
- (17) 男女共同参画社会の啓発活動の推進

7 施策の展開

基本目標1 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

基本的施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会などの委員への積極的な女性の登用や環境の整備を推進します。

- ① あらゆる場面における制度や慣行の見直し
- ② 市政・審議会への女性参画の推進

基本的施策2 働く場における女性活躍社会の促進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に啓発していきます。

- ① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- ② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進
- ③ 女性人材の育成と人材の情報提供
- ④ 女性の多様な働き方の実現



基本的施策3 教育の場における男女共同参画意識の啓発

幼少期から発達段階に応じた人権教育を進め、多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図ります。

- ① 幼少期からの男女共同参画の推進
- ② 生涯にわたる男女共同参画の推進

基本的施策4 地域活動の場における男女共同参画の推進

地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮し、活躍できるように、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手になるよう働きかけます。

- ① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革



基本的施策5 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実させていきます。

- ① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進



基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 実現のための職場環境づくり

男女が共にそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革を進めるとともに支援する環境づくりに努めます。

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備



基本的施策7 職場におけるハラスメント防止に向けた 取り組みの実施

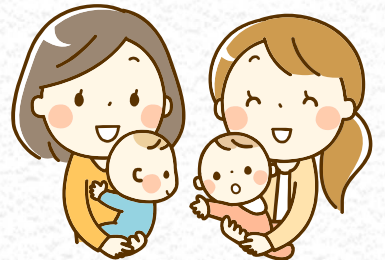
妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする不利益な扱いや、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、事業所に対してハラスメントの防止に向けた啓発を行っていきます。

- ① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

基本的施策8 安心して子育てできる環境づくり

出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、働く形態の多様化などによる保育ニーズに対応し、引き続き保育の受け皿の確保に努めます。

- ① 育児休業制度を利用しやすい環境整備
- ② 誰もが子育てしやすい環境整備



基本的施策9 仕事と介護の両立に向けた支援

介護を地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりとして地域包括支援センターの機能充実を進めていきます。

- ① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備
- ② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

基本的施策10 男性の家庭、地域への参画促進

男性が主体的に家事や子育て、介護などへの参画を促進するため、職場における長時間労働や休暇取得に対する意識改革を図ります。

- ① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進



基本目標3 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本的施策11 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理解の促進

人それぞれの違いに理解を持てるよう、幼児施設・小中高等学校での人権教室の実施や啓発、学校教育を行っていきます。

- ① 男女の人権に関する啓発活動の推進
- ② L G B T Qへの理解の促進



基本的施策12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、DV被害防止のための講座を実施するとともに、ハラスメント防止に向けた情報発信や啓発を実施していきます。

- ① DVの根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

基本的施策13 困難を抱えている人々への支援体制

様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築を行っていきます。

- ① ひとり親家庭の自立支援体制の充実
- ② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実



基本的施策14 生涯にわたる健康支援

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識の啓発や、健康づくりへの支援を行っていきます。

- ① 男女の生涯にわたる健康支援
- ② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

基本的施策15 国際協調に基づく男女共同参画の推進

外国人市民が地域社会へ参画するよう促すとともに、多言語での情報発信や外国人市民の多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図ります。

- ① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実
- ② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進



基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

基本的施策16 市職員の男女共同参画の促進

掛川市役所が模範となるよう、女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得の促進など、積極的な取組を進めます。

- ① 市役所における女性活躍の推進
- ② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現



基本的施策17 男女共同参画社会の啓発活動の推進

男女共同参画のイベント・講座の開催や、情報誌の発行など、積極的に情報提供を行い、地域、学校、企業等と連携しながら、施策の推進を図ります。

- ① 男女共同参画に関する情報の提供
- ② 男女共同参画に関する調査・研究と推進
- ③ 地域・企業・教育機関等の連携



第4次掛川市男女共同参画行動計画（概要版）

発行：掛川市 編集：掛川市企画政策課
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL:0537-21-1127 FAX:0537-21-1167